

金川・SEE 裁判闘争ニュース 2017 年 7 月 27 日（木）

発行責任者 全日本建設交運一般労働組合広島県本部

電話 082-235-3050

被告の言い分丸呑み、憶測まじりのデタラメ な判決は許せない！控訴して闘います！

抗議・報告集会で控訴審での勝利を決意

金川・中藤裁判闘争のご支援に感謝申し上げます。建交労福山地域支部金川産業分会の中藤久雄氏（福山地区労会議議長で建交労広島県本部委員長）が、会社代表者による「組合つぶし」とそれにより一時金カットなどの損害賠償を求めた裁判の判決が去る 7 月 20 日（木）広島地裁福山支部（内藤寿彦裁判官）で行われ、「請求棄却」の極めて不当な判決が言い渡されました。

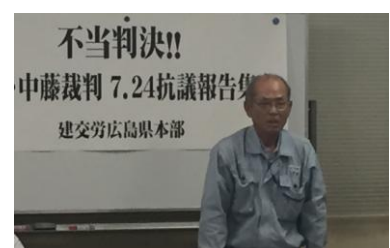
判決当日、福山支部の法廷には福山地区労会議や国労第 3 支部、年金者組合、当該の建交労福山地域支部や県本部などから 20 人あまりの支援傍聴者が駆けつけましたが、裁判官からくぐもる様な声で発せられたのは「原告の請求を棄却する」という言葉だけが何とか聞き取れましたが、あとの判決理由は正確に聞き取れませんでした。

当日は、担当の萩田弁護士が広島でもう一つの労働裁判（社保庁裁判・広島高裁）に出席しなければならないこと、判決文が送られてくるのが夕方になるので（実際に送られてきたのは翌日でした）などの理由で、「報告集会」は 7 月 24 日（月）の夕方 6 時 30 分より福山法律事務所の会議室で行ないました。

前 SEE 物流社長の竹野氏を法廷に引き出せなかったことは大きな敗因。さらに宣誓もせず、信用性に乏しい竹野氏が提出した「回答書」を引き合いに出して、被告の言い分に援用するなど、憶測も含めてどこまでも被告に有利なデタラメな判決としか言いようのない判決

24 日夕方の「抗議・報告集会」には、広島県労連や福山地区労会議、国労第 3 支部、年金者組合と当該の建交労福山地域支部、県本部などから 20 人以上が参加しました。萩田弁護士は、「敗訴の大きな原因は前 SEE 物流社長である竹野仁司氏を法廷に引き出せなかった（本人は病気を理由に不十分な「回答書」を提出したのみ）ことだと思う」とのべました。

判決の中では「SEE 物流は被告が建交労金川分会弱体化のため設立させたということもない」とか（竹野氏が記載した）『被告（金川産業社長）が SEE 物流オーナーである』とした「文書」についても「文書の記載から推測すると、本件文書は竹野が



志佐の不安を取り除くために虚偽の記載をしたと考えられる」などと、出廷もせず宣誓もない信用性に乏しいと言わざるを得ない竹野氏の「回答書」を引き合いに出した、驚くべき、被告に有利な憶測混じりの判決文と言わねばなりません。

SEE 裁判の原告でもあった佐藤証人の一貫した具体的な組合つぶしの証言についても「証拠がない」と一方的に切り捨て

また SEE 裁判の原告でもあった佐藤正幸証人は SEE 物流裁判の時と同様に「建交労の金川産業分会をつぶすため新しい会社（SEE 物流）設立を金川社長と竹野氏から持ちかけられた」、「金川社長に喫茶店の個室に呼ばれて他の労働者とともに打ち合わせをした」など一貫して具体的に証言しているにもかかわらず、判決では「佐藤の証言を裏付ける客観的な証拠はないと言わざるを得ない」と切り捨て、被告の言い分のみを採用しました。

また徳山営業所の売却や車両の売却についても、「建交労金川分会つぶしのためになされた」と認めることはできない」などと被告側の言い分を全面的に認めています。また挙句の果ては、平成 19 年に地労委で和解協定を結んだことも持ち出し、「被告が建交労金川分会を潰そうとしていたとの主張は認め難い」と全面的に被告の主張に沿った一方的な判決となっています。

そもそも平成 19 年の労使の和解協定は、被告会社側の「賃下げを呑まなければ会社清算しかない」とする一方的な賃下げや一時金カット攻撃に対して組合は交渉を繰り返しましたが前進せず、地方労働委員会の斡旋に持ち込みました。しかし被告会社側はここでも肝心の決算報告書など詳しい資料は「会社が潰れても出さない」と言い張り、最終的には組合は「和解協定書」を結ばざるをえませんでした。しかしその後、佐藤正幸証人はじめ、被告代表者に建交労金川分会を潰すことを目的に、SEE 物流立ち上げることを持ちかけられた当事者が「被告代表者にだまされていた」と建交労に加入してきたことで、この間の賃下げや一時金カットなどの攻撃の理由が「SEE 物流を立ち上げ、金川産業の仕事を減らし組合員を干し上げ、組合を潰す」ことであったことが明らかになったものです。

平成 19 年の会社との「和解協定書」を持ち出し「組合つぶしではない」という理由にするなどはまさに噴飯ものと言わざるを得ませんし、これを判決文に持ち出す裁判官の常識も疑わざるを得ません。

全国からの賛同署名、支援に感謝します。 デタラメ判決に屈せず、引き続き頑張ります（中藤氏）

裁判所あての「公正・公平な判決を求める要請署名」（団体署名）は、広島県内、全国から合計 218 筆が寄せられました。皆様のご支援ご協力に心より感謝申し上げます。原告中藤久雄さんは、報告集会の最後に、「全国から 218 筆もの裁判所あての団体署名をもらい提出しました。働く者の権利を守るためにも、このような一方的な裁判に負けるわけにはいきません。高等裁判所に控訴して勝利するため頑張りますので引き続きご支援をお願いします」と挨拶しました。

皆様の控訴審でのご支援をよろしくお願いいたします。

写真はどちらも報告集会で
控訴決意について挨拶する
中藤久雄さん（7 月 24 日）



2017 年 7 月 27 日

各労働組合代表者 様
各団体代表者 様

全日本建設交運一般労働組合広島県本部
執行委員長 中 藤 久 雄

金川・中藤裁判闘争一審判決のご報告とお礼 及び控訴審への決意について

皆様の金川・中藤裁判闘争のご支援に感謝申し上げます。建交労福山地域支部金川産業分会の中藤久雄氏（福山地区労会議議長で建交労広島県本部委員長）が、会社代表者による「組合つぶし」とそれによる一時金カットなどの損害賠償を求めた裁判の判決が去る 7 月 20 日（木）広島地裁福山支部（内藤寿彦裁判官）で行われ、「請求棄却」の極めて不当な判決が言い渡されました。（詳しい内容は、同封しました「金川・SEE 裁判闘争ニュース」をお読みください）

判決内容は、被告側の言い分を丸のみした、極めて不当な判決としか言いようのないものでした。「キーパーソン」とも言える、この度の裁判で最も重要なカギを握る前 SEE 物流社長の竹野氏は病気を理由に出廷しませんでした。にもかかわらず判決では、宣誓もせず、信用性に乏しい竹野氏が提出した「回答書」を引き合いに出して、被告の言い分に援用するなど、憶測も含めてどこまでも被告に有利なデタラメな判決としか言いようのない判決でした。

判決当日、福山支部の法廷には、20 人あまりの支援傍聴者が駆けつけましたが、裁判官からくぐもる様な声で発せられたのは「原告の請求を棄却する」という言葉だけが何とか聞き取れましたが、あとの判決理由は正確に聞き取れませんでした。

裁判所あての「公正・公平な判決を求める要請署名」（団体署名）は、広島県内、全国から合計 218 筆が寄せられました。皆様のご支援ご協力に心より感謝申し上げます。

原告中藤久雄氏は、7 月 24 日に開かれた報告集会で、裁判に至った経緯も含めて報告するとともに「全国から 218 筆もの裁判所あての団体署名をもらい提出しました。働く者の権利を守るためにも、このような一方的なデタラメな裁判に負けるわけにはいきません。控訴して勝利するため頑張りますので引き続きご支援をお願いします」と挨拶しました。

皆様の控訴審でのご支援をお願いしまして、一審（広島地裁福山支部）判決のご報告とお礼及び控訴審への決意の表明とさせていただきます。

以上